

国官会第 14723 号
国官技第 320 号
国営管第 326 号
国営計第 133 号
国港総第 509 号
国港技第 83 号
国空予管第 1031 号
国空空技第 400 号
国空交企第 273 号
国北予第 18 号
令和 7 年 12 月 16 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

大臣官房	会 計 課 長
	技 術 調 査 課 長
	官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
	官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局	総 務 課 長
	技 術 企 画 課 長
航 空 局	予 算 ・ 管 財 室 長
	航 空 ネ ッ ツ ワ ク 部 空 港 技 術 課 長
	交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北海道局	予 算 課 長
(公 印 省 略)	

「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための
国庫債務負担行為の運用について」の一部改正について

「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」（令和3年11月30日付け国官会第15526号、国官技第214号、国営管第476号、国営計第134号、国港総第455号、国港技第57号、国空予管第596号、国空空技第338号、国空交企第192号、国北予第38号）において補正予算を活用して令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業を実施する際の新たな国庫債務負担行為（以下「事業加速円滑化国債」という。）を補正予算によって設定する場合の運用方法を通知し、これらの事業の迅速かつ着実な執行を求めているところである。

今般、令和7年6月6日に「第1次国土強靭化実施中期計画」が閣議決定された為、対象事業について上記通達の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

1. 対象事業 を別添1のとおりに改める。
2. 別紙1 「事業加速化円滑化国債について」を別添2のとおりに改める。
3. 別添1 「事業加速化円滑化国債の運用例」を別添3のとおりに改める。
4. 別添2 「事業加速化円滑化国債の支払時期等」を別添4のとおりに改める。
5. 別添3 「入札説明書例」を別添5のとおりに改める。
6. 別添4 「現場説明書例」を別添6のとおりに改める。
7. 別添5 「契約書例」を別添7のとおりに改める。
8. 別紙2 「余裕期間制度の活用に関する留意点」を別添8のとおりに改める。